

旧緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）から県外に避難し、平成25年2月に帰還した申立人ら（夫婦）について、申立人夫が避難先で入院手術をし、退院時期が平成25年1月となったことを考慮し、平成25年1月まで避難継続の合理性を認め、その間の日常生活阻害慰謝料として月額10万円（各自平成24年9月から平成25年1月まで）と、同期間中の家賃負担額の賠償が認められたほか、避難中に夫の両親の介護を担ったことを考慮し、日常生活阻害慰謝料の増額分として申立人ら合わせて月額3万円ないし6万円（平成23年3月から平成25年1月）が賠償された事例。

## 和解契約書（全部）

原子力損害賠償紛争解決センター令和〇年（東）第〇号事件（以下、「本件」という。）において、申立人X1及び同X2（以下「申立人」という。）と被申立人東京電力ホールディングス株式会社（以下「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

### 第1 和解の範囲

申立人と被申立人は、本件に関し、下記の損害項目（下記記載の期間に限る。）について和解することとし、それ以外の点について、本和解の効力は及ばないことを確認する。

#### 記

1. 精神的損害（日常生活阻害慰謝料の基礎分・申立人X1）  
【期間】自 平成24年9月1日 至 平成25年1月31日  
金500,000円
2. 精神的損害（日常生活阻害慰謝料の基礎分・申立人X2）  
【期間】自 平成24年9月1日 至 平成25年1月31日  
金500,000円
3. 精神的損害（日常生活阻害慰謝料の増額分・申立人両名）  
【期間】自 平成23年3月11日 至 平成25年1月31日  
金390,000円
4. 避難費用（家賃）  
【期間】自 平成24年9月1日 至 平成25年1月31日  
金139,955円

### 第2 和解金額

被申立人は、申立人に対し、前項記載の損害項目（同項記載の期間に限る。）に対する和解金として、合計金1,529,955円の支払義務があることを認める。

### 第3 支払方法

（省略）

#### 第4 清算

申立人と被申立人は、第1項記載の損害項目（同項記載の期間に限る。）について、以下の点を相互に確認する。

ア 本和解に定める金額を超える部分につき、本和解の効力が及ばず、申立人が被申立人に対して別途損害賠償請求することを妨げない。

イ 本和解に定める金額に係る遅延損害金につき、申立人は被申立人に対して別途請求しない。

#### 第5 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人及び被申立人が署名（記名）押印の上、申立人が1通、被申立人が1通を保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

令和4年3月16日

（仲介委員 嘉本 益巳）